

【新設】（新たな事業の開始の意義）

2-15 法第57条第8項《欠損金の繰越し》に規定する「新たな事業を開始した」とは、同項の通算法人が当該通算法人において既に行っている事業とは異なる事業を開始したことをいうのであるから、例えば、既に行っている事業において次のような事実があっただけではこれに該当しない。

- (1) 新たな製品を開発したこと
- (2) その事業地域を拡大したこと

【解説】

- 1 グループ通算制度の開始又はグループ通算制度への加入に伴う欠損金の持込み制限の要件については、組織再編税制における欠損金の引継ぎ・使用制限の要件と整合的な要件として定められており、具体的には、通算法人で時価評価除外法人（法64の11①各号又は法64の12①各号）に該当するものが通算承認の効力が生じた日の5年前の日又はその通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日からその通算承認の効力が生じた日まで継続してその通算法人に係る通算親法人（その通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合に該当しない場合で、かつ、その通算法人について通算承認の効力が生じた後にその通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合に該当しない場合において、その通算法人が支配関係発生日以後に新たな事業を開始したときは、その通算法人のその通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度においては、その通算法人のグループ通算制度の開始又はグループ通算制度への加入後に持込み可能な欠損金額は、その通算法人の支配関係事業年度以後の事業年度に係る欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額（法64の14②）から成る部分の金額以外の金額に限定することとされている（法57⑧）。
- 2 ここで、この「新たな事業を開始した」の意味するところについては、換言するならば、その法人自身が既に行っている事業とは異なる事業を開始したということであり、本通達の本文前半においてこのことを明らかにしている。
- 3 また、本通達の本文後半並びに本通達の(1)及び(2)では、この「新たな事業を開始した」ことに該当しない事実の具体例について、その法人が既に行っている事業において、①新たな製品を開発したこと、②その事業地域を拡大したこと、の2つを示すことにより明らかにしている。つまり、この2つに該当する事実しか認められない場合には、上記1の欠損金額の切捨ての対象とはならないということであり、また、あくまでこれらの事実は例示に過ぎないため、これら以外にも、例えば現在は休業中となっている事業を再開したような事実があった場合や、本通達に例示した事実には該当しなくてもその他の事実関係に照らして「新たな事業を開始した」とは認められないような場合には、上記1の欠損金額の切捨ての対象とはならないと考えられる。

このように、本要件に該当するか否かは、あくまで当該通算法人の行っている「事業」に係る個々の具体的事情を総合勘案して判定されるものであるから、本通達では、日本標準産業分類などの統計分類に基づく事業単位・事業区分などを基にした本要件に係る判定指標・

判定方法や、売上金額や事業所数などに基づく事業規模の推移などに関する数値基準などといった、本要件の該当性を判定するに当たってのメルクマールを示したりはしていない。

- 4 このほか、法人税法第 64 条の 14《特定資産譲渡等損失額の損金不算入》においても、同様の制度設計・同様の規定振りとされており、本通達と同様の取扱いとなることから、グループ通算通達において同条に係る取扱いとして、本通達の準用通達を定めている（グ通通 2-60(3)）。